

いじめの防止

広島県ではいじめ問題の克服に向け、いじめ防止等の基本的な方向性を示す「広島県いじめ防止基本方針」を平成26年3月に策定しました。そして、広島県教育委員会では次のような取組を行います。

ヒューマンフェスタひろしま 実践発表会

「一人一人の命を大切に～いじめ防止・撲滅の取組～」

皆さんの参加お待ちしています!

命の大切さ、人権の大切さなどについて、児童会や生徒会が中心となって、いじめ撲滅キャンペーンや全校集会などの具体的な取組を行っている学校による実践発表を行います!

日 時 平成26年12月7日(日)11:00～12:30

会 場 基町クレド11階ラウンジ

発表校 □大崎上島町立大崎小学校 □安芸太田町立加計中学校

□県立三原東高等学校

講 評 □比治山大学 杉田郁代先生



昨年度の発表の様子
熊野町立熊野第三小学校
発表内容：
「一人一人を大切にする」「人とのかわり合い、つながりを大切にする」ことをめざし行っている取組を紹介します。

広島県教育委員会が作成した
“教育相談窓口カード”です。

県内すべての小中高、特別支援学校の児童・生徒に配りました。

いじめや心の悩みについて、いつでも相談してくださいね。



北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全にかかわる重大な人権侵害問題です。この解決のために、私たち一人ひとりがこの問題に対する関心と認識を深めることが大切です。

詳しくは、内閣官房拉致問題対策本部ホームページへ <http://www.rachi.go.jp/>

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日～16日



平成25年度
北朝鮮人権侵害問題
啓発週間ポスター

アイヌの方々のための相談窓口

専用フリーダイヤル

0120-771-208

[時 間] 平日・土曜日 午前10時～午後5時

[受付期間] 平成27年3月31日(火)まで

●相談無料

●匿名可 ●秘密厳守

プレゼントコーナー

サンフレッチェ広島コラボポスター&オリジナルグッズを10名様にプレゼント!

【応募締切】平成26年12月25日(木)消印有効

【応募先】〒730-8511(住所不要)広島県庁人権男女共同参画課「プレゼント係」

【応募要項】はがきに住所・名前(ふりがな)・年齢(●歳代)・人権だよりのご感想(今回の掲載内容について)を明記の上、郵送してください。

*ご応募はお一人様1回のみ有効となります。個人情報は、プレゼント発送と読者層の調査のためのみに利用します。

なお、ご感想を県HPに掲載させていただく場合があります。



平成26年(2014年)

広島県 人権だより

つなげよう。みんなで「思いやりのパス」を。



ストップ! 人権侵害 差別を許さない!

人種、信条、性別などの区別なく、
だれもがいきいきと生活できる社会に

平成26年度 人権啓発活動 年間強調事項

- ①女性の人権を守ろう ②子どもの人権を守ろう ③高齢者を大切にする心を育てよう
- ④障害のある人の自立と社会参加を進めよう ⑤同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ⑥アイヌの人々に対する理解を深めよう ⑦外国人の人権を尊重しよう
- ⑧HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう ⑨刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ⑩犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう ⑪インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ⑫北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう ⑬ホームレスに対する偏見をなくそう
- ⑭性的指向を理由とする差別をなくそう ⑮性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ⑯人身取引をなくそう ⑰東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

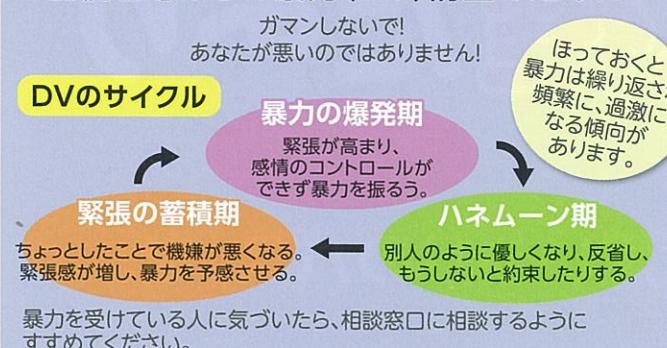


©2014 S.F.C.

※法務省

DVや虐待のない社会をめざして

配偶者等からの暴力(DV)防止のために



相談・連絡先 ■最寄りの県こども家庭センター
■各市町のDV相談窓口
お問い合わせ先 こども家庭課 tel.082-513-3173

児童虐待のない社会を実現するために



相談・連絡先 ■児童相談所全国共通ダイヤル tel.0570-064-000
■各市町の児童虐待相談窓口
お問い合わせ先 こども家庭課 tel.082-513-3167

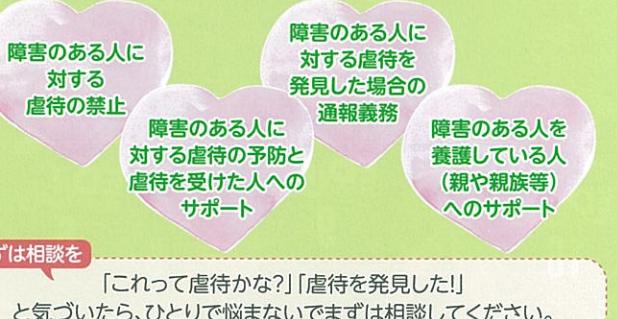
家庭内の高齢者虐待防止のために

高齢者虐待は、特別な人によってのみ発生するものではありません。介護に悩んだり、疲れを感じたら、一人で悩まずに市町や地域包括支援センターに相談してください。

高齢者虐待は、家庭という閉ざされた環境で発生するため表面化しにくいものです。地域の皆さんの手助け・見守りが高齢者と家族を支えます。日頃からあいさつを交わすなど地域の皆さんで支えていきましょう。

相談・連絡先 ■各市町の地域包括支援センター
■各市町の高齢者福祉担当課
お問い合わせ先 高齢者支援課 tel.082-513-3199

障害者虐待の防止のために



相談・連絡先 ■市町 虐待防止センター虐待対応窓口
■県権利擁護センター tel.082-569-5151
お問い合わせ先 障害者支援課 tel.082-513-3158

福山市の取組紹介! 登録型本人通知制度

福山市においては、2013年(平成25年)2月から、事前に登録された方に対して、戸籍謄本等や住民票の写しなどの証明書を代理人や第三者に交付したとき、その事実をお知らせする「登録型本人通知制度」を実施しています。

近年、戸籍謄本等や住民票の写しなどが大量に不正取得され、その情報を売買していた事件が発生しています。不正取得された個人情報は、警察官への脅迫、交際相手の女性へのいやがらせ、結婚や就職の際の身元調査や高齢者世帯への詐欺、ストーカー行為などに悪用されていました。

この制度を利用することにより、誰かが自分の個人情報を取得したことがわかれれば、不正取得の早期発見につながり、事実関係の早期究明が期待できます。また、不正が発覚する可能性が高まるところから、不正請求を抑止する効果も期待できます。

お知らせ

県内の次の市町でも、本人通知制度を実施しています。なお、お問い合わせは、各市町へお願いします。

●府中市 ●東広島市 ●安芸太田町 ●大崎上島町



一人ひとりが人権意識を高め、
個人情報の不正取得や
身元調査などを
「しない」「させない」
「ゆるさない」
取り組みが大切です。

お問い合わせ 福山市 人権推進課
電話084-928-1006
福山市ホームページ
福山市 本人通知制度

Q 検索

Q 検索

教えて、人権! (平成26年度ヒューマンライツ夏セミナーの講師に聞いてみよう!)

問1 障害者に対する新しい法律ができたの?

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人も共に生きる社会をつくることを目ざしています。「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

問2 「不当な差別的取扱い」の具体的な例は?

障害者に対して、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。例えば、「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れないことや、車いすだからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」だと考えられます。

問3 「合理的配慮」の具体的な例は?

障害のある方から社会的障壁の除去について、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、国・地方公共団体等や民間事業者などが、障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

国・地方公共団体等は、実施に伴う負担が過重となる場合を除き、合理的配慮をしなければなりません。民間事業者などは、負担が過重となる場合を除き、障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

【合理的配慮(例)】

- ①基準・手順の変更…視覚障害がある顧客に対して、大きな文字で印刷された利用案内を提供。
- ②物理的形状の変更…建物の入口に存在する階段を解消するために、スロープを設置。
- ③補助器具・サービスの提供…発達障害者がパニックになった場合に備えて、他人の視線や態度を遮る避難所的な空間を用意する。

※なお、障害者雇用促進法が改正され、差別解消法と同じ日から施行されます。雇用に関しては、民間事業者でも、負担が過重となる場合を除き、合理的配慮をすることは義務とされていますので、注意が必要です。

障害者を露骨に差別してはいるなくても、無知や固定観念から、障害者を同じ人間として尊重していない場合はないでしょうか。新しい法律をきっかけに、障害者に対する見方が変わることを願っています。



横藤田さんは、7月に開催した平成26年度県人権啓発指導者養成研修会(ヒューマンライツ夏セミナー)の講師を担当していただきました。

性同一性障害について

平成26年9月静岡地裁において「性同一性障害」で性別変更した女性が、そのことを理由に会員制ゴルフクラブへの入会を拒否され、訴えていた訴訟に判決が出ました。性同一性障害者特例法が施行され10年、すでに戸籍上性別変更がなされた後の当事者に関わる出来事で、判決は原告勝訴。裁判所は憲法14条違反(法の下の平等)と断じています。

これは、法的には何の瑕疵がないにもかかわらず、私たちに対する偏見が根強く残っているというひとつのケースです。他にも、性同一性障害の当事者が退職を迫られ、断ると重要でない職務に追いやられたなど、職場や地域での嫌がらせを含めると、多くの事例が確認されています。

その原因については色々言われていますが、基本的には「性同一性障害」に対する知識不足以外の何者でもないと思われます。

そもそも「性同一性障害」とは、からだの性と心の性の不一致が生む医学的な疾患で、当事者は例えようのない苦悩を背負って生きております。趣味や思い込みではなく、心の底からの叫びとでも言えましょう。

こうした偏見が解消されるには、制度上の改革はもちろんですが、正しい知識が共有される必要があります。またそのためには、幼いうちから学校教育の中で、からだと心の問題として教える必要があるでしょう。

私たちは、おそらく他の理由で差別されている方々も同じ思いだと思いますが、全ての人が当たり前の人間として、ごく普通の男女として生きていける。そんな社会の実現を願っております。



一般社団法人gid.jp
日本性同一性障害と共に生きる人々の会
中国支部 支部長
米田 未那さん

gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会の紹介

性同一性障害の当事者団体。性同一性障害の当事者が普通に暮らせる社会の実現を目指し、正しい知識の普及及び啓発。また制度改革への働きかけなどを行っている。本部は東京。ホームページはこちら gid.jp